

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正  
する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の  
施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように制定する。

熊本市長 大 西 一 史

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法  
律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(熊本市営住宅条例の一部改正)

第 1 条 熊本市営住宅条例（平成 9 年条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項第 8 号イ中「第 10 条第 1 項（）」を「第 10 条第 1 項又は第 10 条  
の 2（これらの規定を）」に改める。

第 9 条第 2 項中「割当」を「割当て」に改める。

第 38 条第 3 項中「、第 34 条第 2 項」を「、同条第 2 項」に改める。

第 57 条第 3 項中「昭和 36 年条例第 17 号。」を削る。

第 60 条中「（昭和 22 年法律第 67 号）」を削る。

(熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例の一部改正)

第 2 条 熊本市住民基本台帳に係る個人情報の保護に関する条例（平成 16 年条例第  
43 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 3 号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」  
を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に、「第 10 条」  
を「第 13 条」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提出理由)

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律(令和5年法律第30号)の施行に伴い、関係条例の整備をするため、この条例を制定する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。